

2020年9月18日

国立大学法人徳島大学長 野地澄晴 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 今井 晋哉

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の対象者について

拝啓

徳島大学の発展のために日々ご尽力のことと拝察いたします。

さて、ご承知の通り政府はすべての病院労働者に対して「新型コロナ感染症対応従事者慰労金」を支給する方針で、現在、徳島大学病院でもその申請作業を行っております。徳島大学病院では、申請の対象者を「徳島大学と雇用関係にある者」については、「病院に所属する職員」「診療のため病院に勤務する者」に限定し、研究部所属の職員は対象外とするとのことでした。

1) しかし、技術補佐員等の場合には、同じような業務をしても、形式上「病院所属」か「研究部所属」かが分かれている場合があります。そうした場合、所属ではなく、実際に患者と対応するかどうかという業務の内容面から判断する必要があると思われま

2) 例えば、同じ講座の中で同様の仕事をしている人の一方が支給対象となり、他方はならないということになる可能性があります。そうしたことがあれば、医療のチームワークに大きなひびが入る恐れがあります。

3) また、厚労省発出の『「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」医療機関等の申請マニュアル～医療機関等用～Ver 1.4 2020.08.04』には、「法人本部等での勤務のみであるなどの、日常的には患者と接することが少ない医療従事者や職員であっても、例えば、病院内の敷地内で、対面する、会話する、同じ空間で作業するなど、医療機関内で患者に何らかの対応を行うことになっている場合には患者と接する医療従事者や職員に含まれます」と解説しています。

4) この件について当組合で県の担当者に問い合わせたところ、「申請対象となるかどうかと給料の出どころは関係ない。病院として申請対象に該当すると判断すれば受理する」との回答を得ております。

上記について、9月16日の病院長懇談にて病院側と意見交換を行いました。病院側は「病院として責任をもって申請できる人ということで、病院所属かどうかという線引きを行った」として、該当者の判断基準を見直すことを認めませんでした。「実際の業務内容に即して判断すべき」という組合側の主張に対して、「個別的な事情を考慮しだすと線引きが難しい」として、具体的な業務内容の調査についても拒否しました。

しかし、現実問題として、研究部所属でありながら、患者と接する可能性のある職員はおられます。また、「個別的な事情」については、当事者の自己申告と上司（診療科の教授など）の確認によって、十分客観的に把握できるものと考えます。実際、労働時間の管理など、その他の場合の状況把握はそうようにして行われております。

組合側の主張と病院側の回答について、具体的なやり取りについては別紙の「2020年度病院長懇談議事要旨（案）」の抜粋をご覧ください（現時点では病院側出席者の確認を得ていない組合側原案ですので、その点ご承知おきください）。

とはいえ、たしかに病院が研究部所属の職員についての調査を行うというのは、組織論的には筋が通らないということもあります。そこで、研究部所属の職員が慰労金給付の対象となるかどうかについては、大学として調査し、本年2月25日から6月30日までに10日

間以上、病院内で業務を行った職員が確認された場合には、病院側に対して申請者に加えるよう要請していただく、というのが筋だと考えました。

つきましては、下記のとおり、研究部所属の職員についての調査と病院側への要請を行っていただきたく、お願いするものです（調査対象としては、全教職員まで拡大する必要はなく、徳島大学病院の各診療科に属する教授の下で働く職員について、同教授を通じて調査するということが十分かと存じます）。なお、この件につきましては、9月28日の学長懇談の追加議題として加えていただきたく、ご回答等はその際に賜れば幸いです。

日程が差し迫った段階の追加議題のお願いで誠に恐縮ですが、よろしくお取り計らいいただけますよう、お願い申し上げます。

ご存知とは思いますが、念のため、徳島県による関連情報の掲示サイト「徳島県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(医療分)交付事業について」の URL は左記のとおりです。<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/iryo/5038945/>

敬具

記

- 1) 研究部所属の職員について、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の支給対象に該当するかどうかにつき、実態調査をお願いいたします。
- 2) 調査の結果、該当する実態が確認された場合には、あわせて申請するように、病院側に対して要請していただくことをお願いいたします。
- 3) 本件につき、9月28日の学長懇談の追加議題としていただくことをお願いいたします。

以上

別紙

「2020 年度病院長懇談議事要旨（案）」抜粋

- ※ 組合側速記録にもとづく議事要旨の原案であり、発言内容は論点を整理し、適宜要約したものである。
- ※ 現在、病院側出席者による内容確認を依頼中だが、その回答を得る前の原案である。

【「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の申請者について】

組合：「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の申請者について、こちらの主張は先に送った申し入れ文書のとおりだ。徳島大学病院では、徳島大学雇の職員については病院所属の者に限定するということだが、それでは漏れがあるとの声が組合に届いている。慰労金の主旨は、所属先とは関係なく、コロナ感染症患者と接する可能性がある人すべてが支給対象となっている。派遣労働者の人や出入りの業者も対象だ。そうした中で、徳島大学に勤めていて、実際に患者と接する可能性があるにもかかわらず、研究部所属ということで申請対象にならない人がいる。同じ事務所で同じ仕事をしていて、片方は支給対象、もう片方は対象外、というのでは大きな不公平だ。

病院：病院として責任をもって申請できる人ということで、病院所属かどうかという線引きを行った。個別的な事情を考慮しだすと線引きは難しい。

組合：具体的な事情については、診療科の教授が判断するようにすればよいのではないか。実際、労働時間の管理についても本人の自己申告に対して教授が確認するという形になっている。それで信頼性が担保されるということでやってきているのだから、今回の件についても同様のやり方で信頼性が担保できるのではないか。

病院：病院所属の職員についてはそのようにして労務管理をしているが、研究部所属の者についてはあずかり知る所ではない。

組合：病院が誰の管理をしているかについて言っているのではない。個別的な事情について判断するための信頼性のある調査方法について提案している。

病院：大学所属でありながら病院内で業務を行っているとするならば、労務管理上問題がある。そのような人はいないのではないか。

組合：実際に組合に相談や情報提供があったということは、いるということだ。労務管理上問題だというなら今後改善すればよいが、すでに 2 月から 6 月までに病院内で業務を行っていた場合には支給対象になるはずだ。

病院：病院側にも問い合わせなどがあったが、病院側の設定した基準を説明して納得してもらっている。

組合：組合にも相談があり、病院にも問い合わせがあったということは、病院側の設定した基準の方が不適切だったということではないか。病院側が基準を設定するときに、現場の実態などを調査したわけではなく、書類上、形式上の判断で線を引いたのではないか。そうした基準と実態とに齟齬があった場合、基準の方を柔軟に見直すべきだろう。実態が不明というなら、まずは診療科の教授にヒアリングするなど、調査するべきではないか。

病院：個別的な事情を考慮しだすと線引きは難しい。あちらはもらえるがこちらはもらえないということになれば不公平だ。そこで客観的基準として病院所属ということでは

線引きを行った。

組合：現状の基準では、同じ部屋に机を並べて勤務していて、あちらはもらえるがこちら
はもらえないという不公平な事態が発生している。これは、チームワークが必要な医
療において、それにひびを入れることになる。

そもそも慰労金の制度の対象者は、所属先とは関係なく、患者と接する可能性があ
るかどうかだ。その観点からみて、病院側の線引きが不適切だというケースが出てき
たのだから、基準の方を見直すべきではないか。厚労省としても、対象者はなるべく
広く取る方針のようだ。

病院：だから病院所属の者については、実際にコロナ感染症患者と接触する可能性がかな
り低くても、可能性があるということであるべく広く対象者を取っている。

組合：病院所属の者についてはそうなのだろうが、今回はそこを言っているのではなく、
実態として患者と接する可能性がある人について、病院側への問い合わせや組合へ
の相談があったのだから、まずは調査してもらえませんか、ということだ。そもそも
今回の慰労金に関して、支給される権利があるのは個々の労働者であって、病院は単
に申請書を取りまとめるだけだ。現在の基準のままだと、病院側の都合でその権利を
妨げられる人が出てくることが問題だ。

病院：調査というと、調査対象をどうするかという線引きの問題もある。

組合：診療科の教授ということでクリアではないか。常三島の教員まで調査せよなどとは
言っていない。もちろん、常三島の教員であっても、委員会への出席や授業などで定
期的に病院内を通過するといった場合には対象となるから、本来であれば全員を調
査すべきかもしれない。その場合であっても、スタッフメールなどを用いて調査す
れば、それほどの手間はかからないはずだ。

病院：病院として責任をもって申請できる人ということで、病院所属かどうかという線引
きを行った。基準については納得してもらえない。予定時間を過ぎており、次の
予定があるので、ここまでとしたい。